

岡谷市こども計画

(第2次子ども・若者育成支援計画)
第3期岡谷市子ども・子育て支援事業計画

計画策定の背景

わが国においては、急速に少子化が進行し人口減少に歯止めがかからず、社会情勢の変化の中で貧困やいじめ、ひきこもり、虐待など子どもや若者をめぐる環境にさまざまな影響が及んでいます。国では、令和5年4月にこども家庭庁が創設、『こども基本法』の施行に基づき『こども大綱』が策定され、こども施策に関して社会全体で総合的に推進することが定められました。

本市ではこうした動向を踏まえ、これまでの「岡谷市子ども・若者育成支援計画」を包含し、新たに「岡谷市こども計画」として策定しました。

計画の基本理念

本市では新たに「こども計画」を策定するにあたり、『こども大綱』の趣旨を反映するとともに、第5次岡谷市総合計画後期基本計画との整合を図り、次のように基本理念を位置づけました。

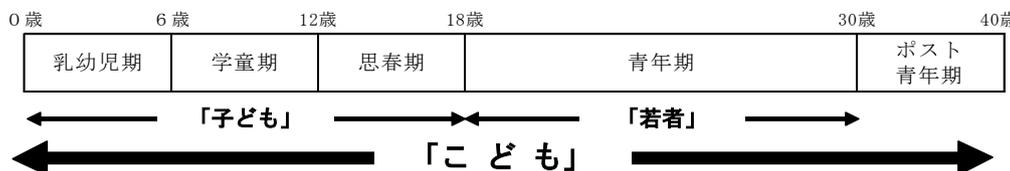
『とも育ちを実践し、輝くこどもをみんなで育てる“まゆっこのまち”』

計画期間

令和7（2025）年度から令和11（2029）年度【5年間】

計画の対象となる「こども」の定義

「こども基本法」において、「こども」とは心身の発達の過程にある者とされ、一定の年齢で画することなく、ひらがな表記を用いることが推奨されており、計画の対象は0歳からおおむね30歳未満を基本とし、支援を必要とする者については40歳未満とします。ただし、法令に根拠がある場合や固有名詞などは「子ども」と表記します。





基本目標Ⅰ

すべてのこどもの権利を守り自分らしい育ちを支援する

こどもに関する相談窓口のワンストップ化を図り、母子保健、児童福祉、教育などの分野が手を携えて子育て支援の充実を図ります。

児童虐待やヤングケアラー、生活困窮など、さまざまな困難に直面することがあっても、すべての子ども・若者の権利が守られ、自分らしい生活を送ることができるよう、きめ細かな支援を実施します。また、発達に特性があるこどもが増加していることも踏まえ、障がいに応じた支援の充実を図り、成長を促します。

重点項目

●主要施策 こどもの権利擁護と自分らしい成長への支援

- (1) 相談体制・情報提供の充実
- (2) 経済的支援
- (3) 児童虐待防止対策等の推進
- (4) ひとり親家庭等への支援
- (5) 障がい児(者)等への支援の充実
- (6) 学校生活に関わる課題への支援
- (7) 社会的自立に向けた支援

基本目標Ⅱ

ライフステージに応じた切れ目ない支援を強化する

若者が出会い、希望する年齢で結婚し、安心して子どもを産み育てられるよう、出会い・結婚・妊娠・出産・子育て・教育の希望を叶えることができる施策を展開します。また、すべての子ども・若者が自己肯定感や自己有用感を育み、健やかに成長して幸せを実感できるよう、乳幼児期から青年期までライフステージに合わせた切れ目ない支援を推進します。

●主要施策1 出会いや結婚に対する支援

- (1) 結婚の希望を叶える支援
- (2) 結婚新生活に対する支援

●主要施策2 妊娠・出産期における支援

- (1) 安全・安心な妊娠・出産への支援
- (2) 産後ケアの充実

●主要施策3 乳幼児期における支援

- (1) 母子保健の充実
- (2) 子育て支援拠点の活用
- (3) 地域子ども・子育て支援サービスの充実
- (4) 幼児教育・保育サービスの充実
- (5) 幼保小の連携等



●主要施策4 学童期から思春期における支援

- (1) 未来を切り拓く確かな学力と成長の保障
- (2) 地域に根ざしたふるさと学習の推進
- (3) 安心して学べる教育環境の整備
- (4) 子どもの居場所づくりの推進

●主要施策5 思春期から青年期における支援

- (1) 心身の健康への支援
- (2) 未来の大人・親の育成
- (3) 義務教育後の学び・就労への支援
- (4) 健全育成と社会参加の促進

●主要施策6 健やかで豊かな成長のための支援

- (1) 生涯学習・文化・スポーツ活動の推進
- (2) 読書活動の推進
- (3) 食育の推進
- (4) 感染症対策の推進

基本目標Ⅲ

地域全体でこどもを育てる

「こどもまんなか社会」を実現する

未来を担うこどもたちの育成は、社会全体の責務であるとの認識を強く持ち、こどもや子育て家庭を温かく見守り、手を携えて地域社会全体で支える「こどもまんなか社会」を実現します。また、働く場や働き方への支援に努め、男女の区別なく仕事や子育てに参画し活躍できるよう施策の充実を図ります。

施策の推進にあたっては、当事者である子ども・若者の意見を尊重します。



●主要施策1 働く場や働き方への支援

- (1)仕事と子育ての調和の推進 (2)働き方の見直しの推進
- (3)男女ともに活躍できる環境づくり

●主要施策2 地域全体による子育て支援

- (1)地域全体で支える子育ての推進 (2)子育ての仲間づくりと地域における協働
- (3)子ども・若者の安全確保 (4)遊びや活動の場の充実 (5)地域での体験・活動の推進
- (6)家庭や地域の教育力の向上

『子ども大綱』が目指している6つの基本的な方針



- ① こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること
- ② こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと
- ③ ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること
- ⑤ 若い世代の生活基盤の安定を確保し、その視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること
- ⑥ 施策の総合性を確保すること

こども・若者を主体に
当事者の意見を聴き
その声をまんなかに置いて
政策を進めていくことが
初めて示されました

子ども・子育て支援事業計画



この計画は、就学前の教育・保育や、地域子ども・子育て支援事業の提供区域と量の見込み、確保方策を定めた5年間の法定計画です。幼児期の教育・保育に関すること、地域子ども・子育て支援事業に関することの計19事業が該当します。令和7年度からは次の新規事業を実施します。

【子育てファミリー訪問支援事業】

訪問支援員がお宅を訪問して子育てなどの不安や悩みを聞き、家事や育児のお手伝いをします。

1時間 300円ですが、生活保護世帯と市民税非課税のひとり親世帯は無料です。

【トワイライトステイ事業】

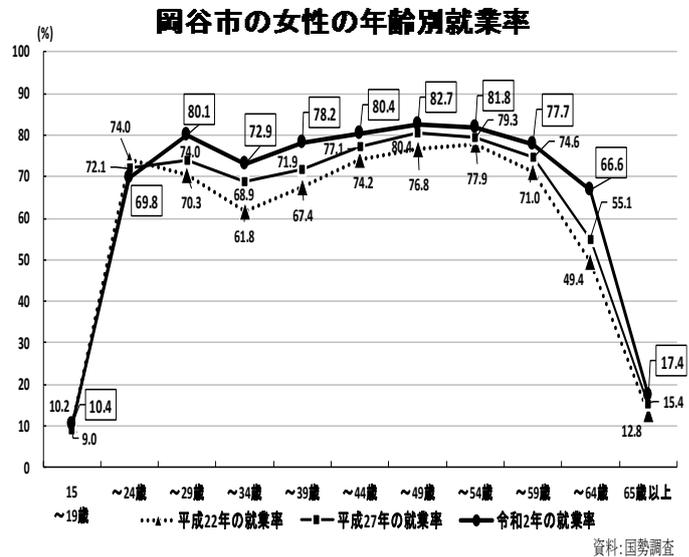
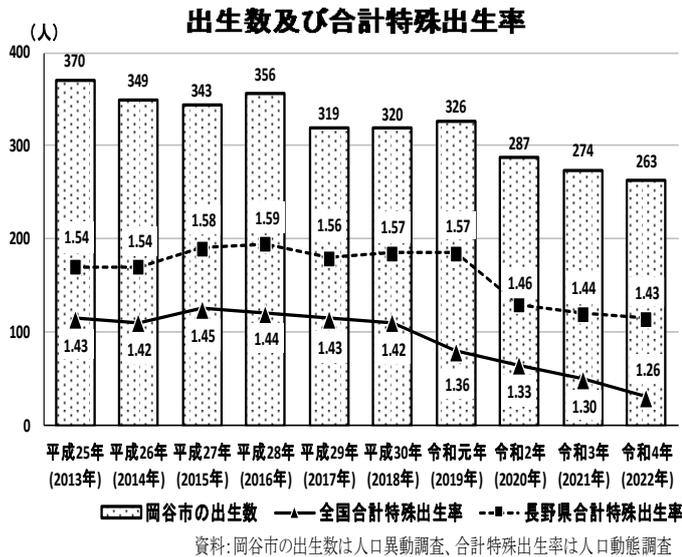
保護者に代わって一時的にお子さんを施設で預かるショートステイ事業を夜間まで拡充します。

生活保護世帯と市民税非課税のひとり親世帯は無料で、他の世帯は料金設定があります。

岡谷市の現状

本市の出生数は減少傾向にあり、最近では300人を割り込んでいます。合計特殊出生率は全国、長野県ともに人口維持水準の2.07に及んでいない状況です。(合計特殊出生率…1人の女性が一生の間に産むとされる子どもの数)

また、本市の女性の年齢別就業率については、30歳代で結婚や出産をきっかけとした離職傾向が見られますが、働きながら子育てをする女性が年々増えていることがわかります。



子育て家庭へのアンケートから

市内の小学3年生以下のご家庭に「子育てをする上での悩みや不安、負担に感じていること」を尋ねたところ、5年前の調査と比較し、上位3項目は変わらないものの、「子育てについての相談相手がいない」が大きく順位を上げています。

子育てにおける不安や悩みの変化

子育てをするうえで悩みや不安、負担に感じていることはどのようなことか(複数回答)

項目	今回順位	前回順位
子どもの病気や発育のこと	1	1
子育てに伴う経済的負担が重い	2	2
自分の自由な時間が持てない	3	3
子育てについての相談相手がいない	4	12
子育てを手伝ってくれる人がいない	5	8
子どもとどう接していいかわからない	6	9
育児の方法がわからない	7	6
子どもと過ごす時間や会話が少ない	8	4
配偶者が子育てに協力的でない	9	7
子育てに対する地域や社会の理解・協力が得られない	10	11
子育てに対する職場の理解が得られない	11	10
子どもに思わず手をあげてしまうことがある	12	5

【まゆっこベースおかや事業】

子どもに関する相談窓口を一本化し、妊娠・出産から学齢期、青年期に至るまで、切れ目のない相談支援の体制を整えています。

このセンターを拠点に、まゆの糸のように支援が途切れず、つながっていくという意味や、「子どもまんなか社会=子どもをベースに」という願いが込められています。

気兼ねなく安心してご相談ください。

【子育て支援アプリ げんきっずおかや】

子どもに関するきめ細やかな情報発信を行っており、電子母子手帳の機能も併せた便利なアプリです。ぜひご活用ください。



岡谷市子ども計画【概要版】

発行日 2025年3月 発行 岡谷市 編集 健康福祉部 子ども課
〒394-8510 長野県岡谷市幸町 8-1 電話: 0266-23-4811(代表) FAX: 0266-24-2755